

令和5年8月31日

保護者 様

舞鶴市教育委員会
教育長 廣瀬 直樹
舞鶴市立倉梯第二小学校
校長 野田 千鶴

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止にかかる
報告手続きの変更について

平素は本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、心からお礼申しあげます。

さて、本校では学校保健安全法施行規則第18条（裏面一覧参照）に定める感染症に感染した児童については、出席停止の措置を取っております。

今般、コドモンなどの連絡ツールを用いて、感染症感染について適切に報告していただいていることを踏まえ、出席停止期間経過後、学校に登校する際には「治癒証明書」の提出を不要とすることとしますのでお知らせします。

感染症に児童が感染した場合には、必ず医師の診察を受けていただき、指示を受けた療養期間を学校にお知らせください。そのうえで適切に療養していただき、学校内での感染症拡大防止に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

状況によりましては、当初指定していた出席停止期間を延長する可能性もありますので、児童の治癒状況について、学校へ情報共有をしていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、裏表の一覧表につきましては、学校ホームページにも掲載しています。